

地方独立行政法人りんくう総合医療センター 中期計画

第1 はじめに

地方独立行政法人りんくう総合医療センターは、泉佐野市長から示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人制度の特長である機動性・弾力性を最大限に發揮して、地域住民への安心・安全な医療の提供及び住民の健康の保持をより一層図るべく、次のように中期計画を定める。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 質の高い医療の提供

(1) 災害医療・救急医療

- ① 関西国際空港緊急計画による医療救急活動、大阪府地域防災計画に基づく災害の救急医療活動及びその他災害時における救急医療活動を迅速かつ適正に実施するため、災害医療に関する研修及び医療救護を想定した訓練等に積極的に参加する。また、災害時には、「泉佐野市地域防災計画」、「泉佐野市国民保護計画」等に基づき、泉佐野市からの要請を受け必要な医療救護活動を実施し、泉佐野市が実施する災害対策に協力する。
- ② 救急医療については、府立泉州救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）との連携により、重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く着実に受け入れられる体制を確保し、救急車搬送患者を積極的に受け入れる。また、ドクターヘリを活用し患者輸送等を充実させる。

[救急外来患者数]

区分	平成19年度 実績値	平成20年度 実績値	平成21年度 実績値	平成27年度 目標値
救急外来患者数	16,851人	8,703人	8,930人	
うち救急車搬送者数	4,334人	2,706人	3,224人	
うち救急入院患者数	1,747人	1,815人	1,966人	
うち時間外救急搬送患者数	2,978人	1,997人	2,379人	3,000人

(2) 小児医療・周産期医療

- ① 小児医療においては、地域医療機関と共同で行う病院群輪番制により、救急医療を維持するとともに、入院患者を中心に対応する。
- ② 泉州広域母子医療センターにおいては、地域周産期母子医療センターとして安心・安全な周産期医療を目指し、ハイリスクな出産や合併症妊婦を積極的に受け入れる。また、救命救急センターと連携するなど周産期センターの機能を強化するとともに、地域医療機関と役割分担し、安定した運営に努める。

[小児科患者数、小児科救急外来患者数等]

区分	平成 19 年度 実績値	平成 20 年度 実績値	平成 21 年度 実績値
小児科患者数（外来）	11,462 人	8,694 人	8,733 人
小児科患者数（入院）	4,347 人	3,838 人	4,828 人
小児科救急外来患者数	994 人	1,745 人	923 人
うち小児科救急入院患者数	104 人	87 人	93 人
NICU(新生児集中治療室)患者数	2,120 人	1,559 人	2,001 人
分娩件数	682 人	1,051 人	1,063 人
うち帝王切開	178 人	248 人	246 人
うちハイリスク分娩	125 人	102 人	208 人

備考：ハイリスク分娩とは、早産、高齢出産、多胎出産、妊娠糖尿病などの合併症で危険性の高い分娩をいう。

(3) 高度医療・先進医療の提供

- ① 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）については、高度で先進的な医療を継続的に提供するため、各分野ごとに専門スタッフを育成し、地域医療機関とも連携しながら、地域の医療水準の維持向上を図る。
- ② がんについては、国指定の地域がん診療連携拠点病院の取得を目指し、手術、化学療法及び放射線治療の効果的な組合せと複数診療科の連携によるがん治療センターを中心としたがん診療体制、がんに関する相談体制及び緩和ケア体制を充実させるとともに、地域のがん診療の水準の維持向上を図る。
- ③ 脳卒中については、脳神経センターにおいて S C U (脳卒中ケアユニット) の設置等の機能充実を図るものとし、急性心筋梗塞については、心臓センターにおいて診療体制等を充実することにより、さらなる高度医療の向上を図る。
- ④ 糖尿病については、チーム医療による食事療法、運動療法、薬物療法等を組み合わせた教育入院のプログラムを作成し、集中的治療を実施していく。

[4 疾病の患者数等]

区分	平成 19 年度 実績値	平成 20 年度 実績値	平成 21 年度 実績値
がん患者数	2,362 人	1,790 人	1,572 人
脳血管障害患者数	258 人	283 人	345 人
循環器疾患患者数	1,742 人	1,872 人	1,813 人
糖尿病患者数	117 人	106 人	84 人
がん手術件数	534 件	558 件	531 件
がん患者外来化学療法数	1,680 人	1,945 人	2,141 人

がん患者放射線治療数	4,701人	4,305人	4,603人
------------	--------	--------	--------

備考：がん患者数、脳血管障害患者数、循環器疾患患者数、糖尿病患者数は
主傷病名による入院患者数

- ⑤ 中期目標の期間における医療機器の整備及び更新計画を策定し、計画的な整備及び更新を進める。また、医療機器の整備及び更新にあたっては、稼働率や収支の予測を十分に行った上で進めるとともに、リース等を含めた最適な導入形態を検討する。

2 医療水準の向上

(1) 医療職等の人材確保

- ① 医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、実習の積極的な受け入れなどにより優秀な医師をはじめ、高度な専門性を有する医療技術職等の確保及び育成に努めるとともに、医療職等にとって魅力ある病院となるよう新たな給与制度等を整備することにより、優秀な人材を確保する。
- ② 大学等関係機関との連携の強化や教育研修の充実により、診療能力が高く資質の優れた医師確保に努めるとともに、公募による採用等も活用する。また、臨床研修プログラムの改善及び充実を図るなど、教育研修体制を整備し、臨床研修医及び後期研修医を積極的に受け入れる。
- ③ 医師の長時間勤務の改善や育児中の職員の業務の負担を軽減するなど、職員にとってやりがいが持て、働きやすい職場づくりに努める。そのため、院内保育所の整備や育児等のための短時間正規職員制度などの柔軟な雇用形態を導入することにより、子育て中の職員等の負担軽減を図る。特に医師・看護師の確保の観点から女性医師等の復職に向けた研修プログラムを整備し、女性医師・看護師が働きやすい病院づくりに努める。また、就労等に関する各種制度の内容について院内周知を図る。

[研修医数、医学生実習受入数等]

区分	平成21年度実績値	備考
臨床研修医数（初期）	8人	1年目:2人、2年目:6人
後期研修医数	24人	3年目:7人、4年目:8人、5年目:9人
医学生実習受入数	49人	うち個人申込32人
看護学生実習受入人数	154人	

(2) 医療職の養成機能・医療技術の向上

- ① 部門、職種及び職層に応じて年度毎に研修計画を策定し、学会、発表会及び研修への参加と職務上必要な資格の取得を促すため、業務を軽減するなど支援を拡大する。

[学会発表件数、論文件数]

区分	平成 19 年度 実績値	平成 20 年度 実績値	平成 21 年度 実績値
学会発表件数	200 件	213 件	217 件
論文件数	49 件	60 件	49 件

- ② 特に、看護師については、看護職の専門性を向上させ、水準の高い看護を提供するため、専門看護師及び認定看護師の資格取得を促進する。

[専門医数、専門看護師数等]

区分	平成 21 年度実績値
専門医数（延人数）	82 人
認定医数（延人数）	46 人
専門看護師数	1 人
認定看護師数	7 人

3 患者・住民サービスの向上

(1) 診療待ち時間等の改善

- ① 待ち時間に関する実態調査を毎年 1 回以上行い、その現況及び原因を把握し、必要に応じて改善を行う。また、かかりつけ医からの紹介により予約率を高めるとともに、医師をサポートする体制を整え、診察など医師が直接従事しなければならない業務に専任できるシステムを構築することにより、診療待ち時間の短縮を図る。
- ② 検査機器の稼働効率の向上により、検査待ちの短縮を図るほか、医師等の配置及び手術室の増設等により手術室の運用を改善し、手術の実施体制を整備する。

[手術件数]

区分	平成 19 年度 実績値	平成 20 年度 実績値	平成 21 年度 実績値	平成 27 年度 目標値
手術件数（外来）	375 件	315 件	291 件	3,600 件
（入院）	2,521 件	2,959 件	2,995 件	

- ③ 外来患者の受入れを円滑にするためフロアーマネージャを配置する。また、時間短縮だけでなく、快適に待ち時間を過ごしてもらう取組みや順番待ちの時間をお知らせするなど患者に配慮した取組みを行う。

(2) 患者中心の医療

- ① 患者主体の医療という基本認識のもと、患者及び家族の信頼と納得に基づいた診療を行うため、検査及び治療の選択について患者の意思を尊重したインフォームド・コンセント（患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者へのわかりやすい説明を行った上で、同意を得ること）を一層

徹底する。

- ② 他院の患者・家族が当院の専門医にセカンドオピニオン（患者及びその家族が、病状や治療法等について、主治医とは別の専門医に意見を聞くこと）を求める場合に適切に対応できるようセカンドオピニオン相談体制の強化に努める。また、医療相談窓口及びがん相談支援センターの機能の充実を図る。

[セカンドオピニオン実施件数等]

区分	平成21年度実績値	備考
セカンドオピニオン実施件数	8件	がん治療
がん相談支援センター相談件数	130件	

- ③ 入院患者に自らの疾患について、その内容・治療・看護等の治療計画をわかりやすく理解してもらうため、院内のクリニカルパス委員会での検討を通じて、作成済みのクリニカルパス（入院患者に対する治療の計画を示した日程表）の点検や新たなクリニカルパスの作成を進める。

[クリニカルパス種類数等]

区分	平成21年度実績値
クリニカルパス種類数	102件
クリニカルパス適用件数	3,377件

[クリニカルパス適用率]

区分	平成21年度実績値	平成27年度目標値
クリニカルパス適用率	41.9%	50.0%

- ④ 患者が医療書籍・冊子などをいつでも見ることができるように、医療情報ライブラリー等を設置するとともに、退院後の生活支援情報等の紹介も含めた医療情報の提供を充実する。

(3) 院内環境の快適性向上

患者や来院者により快適な環境を提供するため、病室、待合室、トイレ及び浴室等の改修又は補修を実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努める。

(4) 職員の接遇向上

- ① 患者に選ばれ、患者が満足する病院であるため、既に実施している院内での「患者様からのご意見」の取組みに加え、定期的な患者アンケートや患者の会等を通じて患者の意向をとらえ、患者サービスの向上につなげる。

[患者満足度調査結果]

区分	平成21年度実績値
外来（満足 + やや満足）	95.0%

入院（満足 + やや満足）	98.1%
---------------	-------

- ② 全職員が参加する接遇研修や様々な業種の接遇を参考にするなど、病院全体の接遇マナー向上に努める。

（5）ボランティアとの協働によるサービス向上

- ① 地域におけるボランティアを積極的に受け入れ、職員と互いに連携をとりながら、住民・患者の目線に立ったサービスの向上を図るため、よりきめ細やかな取組みに努める。また、医療通訳ボランティアの受入れを進め、育成にも努める。
- ② ボランティア団体等が病院内で開催する歌声コンサートなど患者等が参加できるイベントに協力する。

[ボランティア登録人数等]

区分	平成 21 年度実績値	備考
ボランティア登録人数	98 人	無償ボランティア 2 人、1 団体 (21 人)、通訳有償ボランティア 75 人
イベント開催数	2 回	クリスマス 1 回、七夕 1 回

（6）医療安全管理の徹底

- ① 住民に信頼される良質な医療を提供するため、医療の質と安全管理委員会において医療事故及び医療事故につながる潜在的事故要因に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知し、医療安全対策を徹底する。

[医療の質と安全管理委員会の開催数等]

区分	平成 21 年度実績値
医療の質と安全管理委員会の開催数	12 回
研修会・学習会の開催数(平均参加率)	22 回(84.4%)

- ② 患者、家族等の安全や病院職員の健康の確保のため、院内感染対策委員会において、感染源や感染経路などに応じた適切な院内感染予防策を実施するなど院内感染対策の充実を図る。

[院内感染対策委員会の開催数等]

区分	平成 21 年度実績値
院内感染対策委員会の開催数	12 回
講演会・研修会の開催数(平均参加率)	5 回(42.3%)

- ③ 医薬品及び医療機器等に関する安全情報の的確な提供や、入院患者が納得し安心して薬を服用することができるよう、服薬指導の充実を図る。

[服薬指導件数]

区分	平成 21 年度実績値
服薬指導件数	12,570 件

④ 医療従事者としてふさわしい倫理観を持ち、医療関係法令等を遵守することはもとより、医療安全管理マニュアル等の医療安全内部規定を定め、医療倫理及び行動規範を確立する。

⑤ 個人情報保護及び情報公開に関しては、泉佐野市個人情報保護条例及び泉佐野市情報公開条例に基づき、市の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ（診療録）などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行う。

[カルテ開示件数]

区分	平成 21 年度実績値
カルテ開示件数	15 件

(7) 電子カルテシステム導入等のOA化の推進

電子カルテを中心とした総合的な医療情報システムを導入することにより、医療の質的向上と安全確保、患者の利便性向上及び経営の効率化を図る。また、電子カルテの運用にあたっては、医師等の事務軽減につながる運用体制を整える。

4 地域医療機関等との連携強化

(1) 地域の医療機関との連携

① 紹介された患者の受入れと患者に適した医療機関への紹介を、地元医師会等と協力して進めることにより、紹介率及び逆紹介率の向上を図り、地域医療支援病院の承認を目指す。そのため、地域医療連携室の機能強化を図る。

[紹介率、逆紹介率]

区分	平成 22 年度実績値	平成 27 年度目標値
紹介率	46.8%	60.0%
逆紹介率	60.9%	60.0%

備考：平成 22 年度実績値は 4 月から 9 月の実績

② 地域の中核病院としての役割から、他の医療機関との機能分担と連携を強化するため、地域連携クリニカルパスの拡充、開放病床（かかりつけ医と病院の主治医が協力して治療等を行うための病床）の積極的な利用促進などにより地域連携の充実に努める。

[地域連携クリニカルパス実施件数等]

区分	平成 21 年度実績値
地域連携クリニカルパス実施件数	111 件
りんくう医療ネットワーク登録医数	357 人

(2) 地域医療への貢献

- ① オープンカンファレンス（地域医療機関等が参加する研修会及び研究会）を開催し、地域の医療従事者を対象とした研修会への講師派遣などを通じて顔の見える連携に取り組む。また、医師会・歯科医師会等と協力して、患者にとってのケアの連続性を重視し、質の高い医療の提供を行っていく。

[りんくうカンファレンス開催数等]

区分	平成21年度実績値
りんくうカンファレンス開催数	5回
臨床集談会開催数	11回
地域医療機関研修生受入（看護師）	10回
研修会開催数	

- ② 広報やホームページの活用等により、保健医療情報を発信し、市の保健担当部局とも協力して、市民健康講座を開催し、特定健診、乳がん検診その他予防医療について住民啓発を推進する。

[市民公開講座開催数]

区分	平成21年度実績値	備考
市民公開講座開催数	10回	参加人数465人

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営管理体制の確立

- ① 地方独立行政法人としての運営が的確に行えるよう、理事会のほか病院組織の体制を整備し、運営管理体制を確立する。
- ② 中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向け、毎月の収支報告を踏まえ、院内情報システムを活用した各診療科の経営分析、計画の進捗状況の定期的な把握など業務運営を継続的に改善していく。
- ③ 目標管理のツールであるBSC（バランスト・スコア・カード）を活用し、PDC（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立して、質の高い経営を進める。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 業務執行体制の弾力的運用

- ① 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、短時間正規職員制度など柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。
- ② 必要に応じて多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

- ③ 医療職の負担を軽減するため、医師事務作業補助者の活用をはじめとして各職種の業務を明確にし、適切な役割分担を図る。
- ④ 看護師の二交替勤務その他フレキシブルな勤務体制を構築する。

(2) 新たな給与制度の導入

職責に応じ職員の努力が報われるような給与制度にする必要があるため、職員の能力や法人の業績が反映される給与制度を導入し、適切に運用する。

(3) モチベーション向上につながる評価制度の導入

職員の努力が評価されモチベーションの向上につながるよう、業績や能力を的確に反映し、昇任、昇格等の人事及び昇給等の給与に結びついた公正で客観的な人事評価制度を導入する。

(4) 職員の職務能力の向上

- ① 医療職の資格取得も含めた教育研修プログラムの整備はもとより、医療技術職についても各部門で専門性に応じた研修を実施する。

〔医療技術職数〕

区分	平成22年4月1日現在	区分	平成22年4月1日現在
薬剤師数	20人	言語聴覚士数	2人
診療放射線技師数	20人	臨床工学技士数	8人
臨床検査技師数	25人	視能訓練士・ 眼科コメディカル(OMA)数	3人
理学療法士数	4人	歯科衛生士数	3人
作業療法士数	1人	管理栄養士数	4人

- ② 病院経営の分析能力を持つ事務職員や診療情報の管理・分析の専門能力を有する事務職員を採用するとともに、職員の育成に努め、経営感覚とコスト意識を高めることにより事務部門の職務能力の向上を図る。
- ③ 市からの派遣職員は、法人が独自に採用する職員に段階的に切り替える。

(5) 予算執行の弾力化等

- ① 中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な業務運営を行う。
- ② 複数年契約、複合契約等の多様な契約手法を活用し、さらなる費用の節減に取り組む。

(6) 病院機能評価の活用

患者のニーズを踏まえて質の高い医療を効率的に提供していくため、病院機能評価の評価項目を日頃から定期的にチェックして病院運営の改善に努め、医療機能の一層の充実・向上を目指す。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 資金収支の改善

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の趣旨に沿って、公的使命を果たせる経営基盤を維持していくため、市から適正な運営費負担金を受け、また、起債を安定的に活用し、中期計画に定めた項目を確実に実施することにより、経常収支比率100%を目指す。

[経常収支比率、不良債務比率]

区分	平成19年度 実績値	平成20年度 実績値	平成21年度 実績値	平成27年度 目標値
経常収支比率	89.9%	87.0%	93.4%	100.0%
不良債務比率	29.6%	2.1%	0%	0%

備考：経常収支比率は、経常収益÷経常費用

不良債務比率は、（流動負債－流動資産）÷医業収益

※流動資産が流動負債を上回る場合は0%

2 収入の確保と費用の節減

(1) 収入の確保

① 病床管理の一元化による病床利用率のさらなる向上や手術及び検査の枠の見直し等による件数の増加、高度医療機器の効率的な稼動等により、增收を図る。

[病床利用率、入院患者数等]

区分	平成19年度 実績値	平成20年度 実績値	平成21年度 実績値	平成27年度 目標値
病床利用率（一般）	86.9%	79.8%	80.7%	92.0%
入院患者数	110,695人	101,345人	102,465人	114,526人
入院診療単価	58,312円	61,752円	67,334円	79,796円
平均在院日数	12.7日	11.5日	11.7日	11.0日
外来患者数	223,107人	194,529人	200,523人	204,843人
外来診療単価	10,543円	10,772円	11,287円	13,006円

備考：病床利用率（一般）の目標値は、4市3町で運営する周産期センター関連

病床（58床）を除いた数値

② 診療報酬の請求漏れや減点の防止に努めるとともに、未収金の発生防止策や小額訴訟制度の活用など法的措置を含めた回収策を講じて収入を確保する。

③ 7対1看護配置基準の維持はもとより、特定集中治療室（ＩＣＵ）管理料、脳卒中ケアユニット（ＳＣＵ）入院医療管理料の取得、その他診療報酬改定に対応した加算の取得に努めるものとする。また、室料差額等料金の適正な見直し、広告収入の拡充、人間ドック等健診内容の見直し、メディカルツーリズムへの対応など諸収入の確保に努めるものとする。

（2）費用の節減

- ① 業務の効率化・業務委託の適正化を図るとともに、医薬品・診療材料の購入における一括調達及び清掃・警備等の施設管理業務委託の一括契約などにより、費用削減を図る。合わせて他病院との物品の共同購入を検討する。
- ② 適正な後発医薬品の採用促進により患者の負担軽減と法人の費用節減に努める。

〔後発医薬品の品目採用率、材料費比率等〕

区分	平成19年度 実績値	平成20年度 実績値	平成21年度 実績値	平成27年度 目標値
後発医薬品の品目 採用率	7.9%	10.7%	13.8%	20.0%
材料費比率	31.4%	29.7%	27.6%	24.6%
経費比率	25.1%	29.2%	26.0%	19.8%
職員給与費比率	44.7%	51.6%	49.7%	47.7%

備考：材料費、経費、職員給与費の各比率は、医業収益に対する各費用の割合

- ③ 職員へのコスト意識の普及啓発に努め、その他消耗品費等の経費節減の徹底を図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 感染症対策

近接する関西国際空港で海外から持ち込まれる新たな感染症の発生などに対応できる体制を確保するため、特定感染症指定医療機関として、専門のスタッフの確保、救命救急センターとの連携など、危機管理機能の充実を図る。

また、新型インフルエンザなど地域での感染対策の指導的な役割を果たすため、地元医師会、検疫所、保健所、市などと連携協力しながら対応できる体制を確保する。

2 救命救急センターとの円滑な統合

重症救急や地域の医療機関で重症化した患者を幅広く受け入れる体制を確保するため、救急医療機能の充実、運営の効率化の観点から救命救急センターと平成25年度までに統合する。

統合にあたっては、りんくう救急診療体制検討委員会を発足させ、同病院の一部門として運営を行うことにより、診療機能の一層の充実及びスケールメリットを活かし

た運営に向け、将来的にも法人の負担が生じないように大阪府と協議を進める。

3 泉州南部における公立病院の機能再編

大阪府の地域医療再生計画の中で位置づけられた医療機能の再編・連携の推進により、安定した医師確保を図り、もって地域医療水準の向上と持続可能な医療体制の構築を目指し、阪南市立病院・市立貝塚病院と協議を進める。

病院間の機能再編・連携の推進にあたっては、それぞれの病院の特長、強みを伸ばすための施設等の整備、診療情報の共有化等の診療機能の一体的な提供、機能再編に関する検討、地域の医療機関との連携、医師にとって魅力ある病院づくりなど効率的で質の高い医療提供体制の実現を目指し協議を進めていく。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

公的な病院としての使命を安定的に果たせる経営基盤を確保するため、「第3業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び「第4財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」を着実に実施していく。

1 予算（平成23年度～平成27年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	72,078
医業収益	57,402
運営費負担金	3,993
その他営業収益	1,382
受託収入	9,301
営業外収益	1,658
運営費負担金	564
その他営業外収益	1,094
資本収入	1,410
長期借入金	1,410
計	75,146
支出	
営業費用	64,803
医業費用	52,540
給与費	27,764
材料費	15,249
経費	9,400
研究研修費	127
受託事業費	8,944
一般管理費	3,319

営業外費用	1,840
臨時損失	50
資本支出	9,831
建設改良費	2,332
償還金	6,940
長期借入金償還金	560
計	76,524

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額27,887百万円を支出する。

なお、当該金額は、役員報酬並びに職員給料、職員諸手当及び休職者給与の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準ほか]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、料金助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成23年度～平成27年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収益の部	
営業収益	73,434
医業収益	71,792
運営費負担金収益	57,740
補助金等収益	3,993
資産見返補助金戻入	726
受託収入	475
営業外収益	8,858
運営費負担金収益	1,642
その他営業外収益	564
	1,078
費用の部	70,681
営業費用	68,672
医業費用	56,678
給与費	27,646
材料費	14,544
経費	9,626
減価償却費	4,736
資産減耗費	5

研究研修費	121
受託事業費	8,767
一般管理費	3,227
営業外費用	1,959
臨時損失	50
純利益	2,753

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画 (平成 23 年度～平成 27 年度)

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	83,609
業務活動による収入	73,120
診療業務による収入	57,403
運営費負担金による収入	4,558
補助金等収入	765
救命救急センター事業受託による収入	8,900
その他の業務活動による収入	1,494
投資活動による収入	616
補助金等収入	616
財務活動による収入	8,410
長期借入による収入	1,410
その他の財務活動による収入	7,000
繰越金	1,463
資金支出	83,524
業務活動による支出	66,692
給与費支出	27,887
材料費支出	15,249
救命救急センター事業受託による支出	8,645
その他の業務活動による支出	14,911
投資活動による支出	2,332
有形固定資産の取得による支出	2,332
財務活動による支出	14,500
長期借入の返済による支出	560
移行前地方債償還債務の償還による支出	6,940
その他の財務活動による支出	7,000
次期中期目標の期間への繰越金	85

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額 2,000 百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 運営費負担金の受入れ遅延等による資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は次に定める額とする。

- (1) 診療を受ける者（次項に規定する者を除く。）の料金は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項又は第 85 条第 2 項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項又は第 74 条第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により保険給付を受ける者については、各労働基準局長と協定した費用の額の算定方法により算定した額とする。
- (3) 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 26 条の規定により診療を受ける者については、地方公務員災害補償基金支部長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。
- (4) 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の規定による損害賠償の対象となる治療を受ける者及び前各号に掲げる者以外のものについては、理事長が別に定める額とする。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。
- (5) 前各号の場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく消費税又は地方消費税が課される部分があるときは、前各号に定める額に当該部分に係る額に 100 分の 5（消費税法第 29 条の規定による消費税率及び地方税法第 72 条の 83 の規定による地方消費税率）を乗じて得た額を加算するものとする。

2 徴収猶予、減免等

- (1) 理事長は、災害その他特別の理由により診療料等の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。
- (2) 理事長は、特別の理由があると認めるときは、診療料等の全部又は一部を減免す

ることができる。

(3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により診療料等の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。

(4) 既納の診療料等は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11 泉佐野市地方独立行政法人法施行細則（平成22年泉佐野市規則第19号）第4条 で定める事項

1 施設及び設備に関する計画（平成23年度～平成27年度） (単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財 源
病院施設、医療機器等整備	2,332	泉佐野市長期借入金等

備考：1 金額については見込みである。

2 各事業年度の泉佐野市長期借入金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担 (単位：百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	6,940	10,787	17,727
長期借入金償還債務	560	850	1,410

3 積立金の処分に関する計画

なし